

第6分科会の今後の進め方について

平成18年6月17日

1 提言提出後の活動について

第23回分科会会議において、第6分科会としては、提言提出後（6月25日以降）も分科会を開催することを確認した。

（1）直近の目的

第6分科会の代表として「基本構想審議会」に委員として出席する高野リーダーを、分科会全体でサポートしていく。

具体的には、審議会の進捗状況の確認、配布資料に基づく検討などを分科会として行い、高野委員が適切な意見を表明できるようにサポートしていく。

審議会の進行方法によるが、事前に議題が明らかになっている場合や事前に資料配付がされている場合は、審議会開催前に分科会を開催し意見をリーダーに託す。それ以外の場合は、審議会の内容の報告を受け、必要に応じて第6分科会としての意見を審議会に提出していく。

（2）意見書提出までの目的

最終提言提出までに十分に検討しきれなかったテーマに関して、継続して調査・研究に取り組むことにより、審議会の審議に供する意見のレベルアップを図る。

また、分科会委員のモチベーションを継続させ、来る審議会からの骨子案に対して適切な意見提出ができる体制を整える。

2 今後の分科会運営に伴う確認事項

詳細は、今後、第6分科会の運営委員会などで詰めることとなる！

（事務局機能）

- ・事務局は企画政策課とする。（事務局サポート職員3名、学生補助員は出席しない。）事務局としては、分科会運営の側面的支援を必要に応じてしていく。
- ・会議の開催連絡などの運営事務はできるだけ、委員相互（あるいは班単位）の自主・自立運営にシフトできるようにしていく。
- ・会議録は、原則、要点記録とし区民委員が担当する。（事務局は内容確認などフォロー）
- ・資料請求やコピーについては、事務局に依頼してもらう。（現金や立替対応は不可）
- ・各審議会の資料など情報提供は、速やかに区民会議交流の場に整備する。なお、分科会メンバー個々に資料を増刷することはしない。（必要箇所のコピー対応）

（会議会場）

- ・区民会議交流の場は、これまでどおり常時使用できるようにしておく。
- ・その他の会議開催会場は、事務局で確保する。（本庁以外の会場もありうる。）

（会議開催）

- ・分科会開催にあたっては、学識委員の出席は必須事項として考える。
- ・7月以降に出席できない分科会委員がいることも了承する。（骨子案に対する検討から、再度、参加することも可能であることを周知する。）

- ・会議開催の日時・時間帯・回数は、運営委員会で検討する。

月1回程度の分科会と運営委員会からスタートし、分科会の会議議題や審議会の進捗状況によって会議数などを増やしていくことも想定する。

開催日や議題は、各審議会の進捗に大きく影響する。現段階では、審議会の議題スケジュールなども決まっていないため、第25回会議の開催日時は未定。

とりあえず、7月中に一度、運営委員会を開催し、今後の進め方の素案を作る。

- ・これまでのように第1、3土曜の午後開催にするか、班構成や運営委員はどうするか、どのような検討テーマを設定するかなど。また、会議の運営方法について、議事のスケジュールや進行役、書記、記録方法なども合わせて検討する。

3 懸案・前提事項

区民会議からの審議会への意見提出は、どのような内容、構成とするか。分科会単位あるいは区民会議全体の「承認」を得てから、審議会へ提出していくのか。

第6分科会は会議開催を継続することを決定したが、今後、区民会議世話人会との関わり方、意見書提出に向けての全分科会の共通確認は、いつ、どのように決めていくのか。